

## 令和6年度長井市芸術文化振興事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において、積極的に芸術文化活動に取り組む団体が長井市民文化会館（以下「市民文化会館」という。）を会場として開催する創造的な芸術文化事業を実施するために交付する長井市芸術文化振興事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、長井市補助金等交付規則（昭和57年規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象となる団体)

第2条 補助金交付の対象となる団体は、市内に住所を有する者が主体となって活動している団体のうち、規約、会員等が明確であり、かつ、適正な事業運営、会計処理が行われている団体とする。ただし、同一団体に対する補助は1度限りとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に規定する団体が市民文化会館を会場に行う、創造的な芸術文化に係る公演・展示等の事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業については対象としない。

- (1) 他に長井市、他市町村、県、国から委託又は補助金の交付を受ける事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 政治又は宗教に関する活動を目的とする事業
- (4) 公演等が団体の内部にとどまり、広く市民に公開されることのない事業
- (5) 県内各地域持ち回りで開催されている事業
- (6) 他自治体を拠点とする団体が主催する事業に参加する事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要した経費とする。ただし、飲食に要した費用を除く。

2 次の各号に掲げる収入があった場合における補助対象経費は、補助対象事業に要した経費から当該収入の合計額を減じた額とする。

- (1) 入場料、参加料、有料頒布する図書、パンフレット等の販売、パンフレットへの広告掲載による収入
- (2) 他団体から当該事業に対する補助金等助成金収入がある場合には当該助成の収入

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で交付するものとし、5万円を上限とする。ただし、当該額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、市長が指定する日まで、令和6年度長井市芸術文化振興事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 団体の概要（別記様式第4号）
- (4) 申請団体の規約、会則又はこれに類するもの
- (5) 会員名簿
- (6) その他市長が必要と認めるもの  
（補助金の決定及び通知）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定した時は、速やかに令和6年度長井市芸術文化振興事業費補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により、申請団体に通知するものとする。この場合において、市長は、当該決定の通知に条件を付することができる。

3 補助金を交付しないことを決定した申請団体に対しては、令和6年度長井市芸術文化振興事業費補助金選外通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

（実績報告書）

第8条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「被交付団体」という。）は、当該事業完了後30日以内又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに、令和6年度長井市芸術文化振興事業費補助事業実績報告書（別記様式第7号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第8号）
- (2) 事業収支決算書（別記様式第9号）
- (3) 事業のポスター、チラシ、当日配布のパンフレット等
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の実績報告書の提出があったときは、当該報告に係る書類を審査するとともに、必要に応じ聞き取り調査を行うものとする。

3 規則第20条に定める帳簿等の証拠書類については、事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条第2項の規定に基づく審査により、その報告が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和6年度長井市芸術文化振興事業費補助金交付額確定通知書（別記様式第10号）により被交付団体に通知するものとする。

2 前項に規定による補助金の確定金額が第7条の規定による交付決定額と同額の場合は、その決定額をもって、前項の規定による補助金の確定額とみなす。

（補助金の交付時期）

第10条 補助金は、前条の規定に基づく通知を受けて、令和6年度長井市芸術文化振興事業費補助金交付請求書（別記様式第11号）により被交付団体からの請求に基づき、交付するものとする。ただし、市長が特に認めるときは、補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(補助金の取り消し)

第11条 市長は、被交付団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) この要綱の規定及び補助金の交付決定に付した条件に違反したとき

(2) 補助金の目的に該当する事業を実施しないとき

(3) 申請書の内容と事実が著しく異なったとき

(4) その他市長が認めたとき

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金交付決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて返還を命ずることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限りで効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定によりこの要綱が効力を失った際の第8条第3項の規定の適用については、なお従前の例による。